

役員等報酬規程

公益財団法人 ライオン歯科衛生研究所

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ライオン歯科衛生研究所(以下「この法人」という。)定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等及び費用の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には、役員報酬として月額報酬、賞与を支給する。
- 3 非常勤役員の内、監事には、役員報酬を支給する。
- 4 非常勤役員及び評議員には定時及び臨時の理事会、評議員会及びその他の会議に出席したとき、日当を支給する。
- 5 理事、監事、評議員には、退任時に退職慰労金を支給する。
- 6 役員等には、費用として、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費を支給する。